

# 集合研修約款

株式会社アトラクタ

## 第1条 (適用の範囲)

1. 株式会社アトラクタ 集合研修約款 (以下「本約款」という。) では、株式会社アトラクタ (以下「甲」という。) が提供する研修プログラム (以下「本研修」という。) を利用者 (以下「乙」という。) が申し込みを行い、提供を受けるに際して適用される諸条件を定めるものです。ただし見積書または個別契約 (締結した場合に限る。) において本約款と異なる定めがなされた場合は、見積書または個別契約の定めが優先するものとします。
2. 乙は、本研修の利用を希望する場合、本約款の内容に同意した上で申し込むものとします。乙が甲に対して本研修の利用を申し込んだ時点で、乙は本約款に同意したものとします。乙は自己の関係者 (自己および自己のグループ会社や関係会社の従業員、委託先を含むがこれに限らない。以下「受講者」という。) に本研修を受講させる場合、本約款の定めに従い受講者に本研修を受講させるものとします。

## 第2条 (本研修の申し込みと成立)

1. 乙は甲に対して、Webサイトやメール等で必要事項を送信し、甲は実施条件 (日時、内容、費用見積りなど) の確認を乙に対して行います。乙は実施条件を確認し発注意思を電子メール、発注書等の方法で表明することとし、甲が発注意思を受領した時点で本研修の申し込みが成立するものとします。
2. 甲は、乙が以下各号のいずれかに該当する場合、申し込みを拒否する場合があります。その場合、拒否理由については開示しません。
  - (1) 過去に本約款に違反したことがある場合
  - (2) 申し込み内容の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
  - (3) 乙が反社会的勢力等 (暴力団、暴力団員、反社会的勢力その他これに準ずる者をいう。) に該当するか、もしくはその可能性があるとして甲が判断した場合
  - (4) その他本研修の利用が不相当であると甲が判断した場合

## 第3条 (料金)

1. 本研修の利用料金 (以下「研修料金」という。) は、甲のWebサイト内に掲載されたとおりとします。甲のWebサイト内に掲載された研修料金と見積書で提示した研修料金に相違がある場合は見積書の研修料金を優先するものとします。また研修料金以外の事項において本約款と見積書に相違がある場合も、見積書記載の内容を優先することとします。
2. 遠隔地での実施の場合は講師の交通費、宿泊費等 (以下「諸経費」という。) が発生します。諸経費についても本研修の見積書にあわせて記載するものとし、研修本体価格と諸経費をあわせて研修料金とします。
3. お支払いいただいた研修料金については、本約款に別途定める場合を除き、理由の如何を問わず一切返金はいたしません。

#### 第4条（支払方法および期限）

研修料金の支払いについては、研修実施月の翌月末までに甲指定の銀行口座に振り込むものとします。振り込み手数料は乙が負担するものとします。

#### 第5条（キャンセル）

乙の都合により、本研修を申し込み後に解約する場合、甲は乙より以下のキャンセル料金を申し受けます。

- (1) 研修開始日の14日前18時（日本時間）まではキャンセル料金は無料
- (2) 研修開始日の14日前18時（日本時間）以降のキャンセル料金は研修料金の全額

#### 第6条（禁止事項）

甲は、乙が自己又は第三者を介して以下の各号に該当し、または該当するおそれのある行為をすることを禁止します。

- (1) 甲、講師または運営スタッフへの嫌がらせ、ハラスメント行為など本研修の運用を妨げると甲が判断する行為
- (2) 甲や本研修、講師、その他の名誉、信用、イメージを毀損し得る行為
- (3) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いる行為
- (4) 前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為
- (5) 本約款に違反する行為
- (6) その他、甲が不適切と認める行為

#### 第7条（本研修の中止・中断）

1. 以下に該当する場合、本研修の提供を中止および中断できるものとします。この場合、甲はあらかじめ乙にその旨を通知するものとします。ただし、やむを得ない緊急時には、この限りではありません。
  - (1) 天変地異、戦争、暴動、疫病の流行などの社会的事由により、本研修の提供が通常通り行えない場合
  - (2) 会場、インターネット接続回線、テレビ会議システムなど本研修で利用する環境において甲および乙の受講者の多数にかかわる問題が発生しており、本研修の提供が通常通り行えない場合
  - (3) 講師急病などの不可抗力により、本研修の提供が通常通り行えない場合
  - (4) その他、甲が本研修の運営上一時的な中断もしくは中止が必要と判断した場合
  - (5) 乙が第6条に違反し、違反が解消されないと甲が判断した場合
2. 甲は、前項に定める各事由により本研修の全部または一部の実施を中止した場合、これに起因して乙、受講者又は第三者が被った損害について一切責任を追わないものとします。なお、当該事由により本研修が中止となった場合、甲乙間で協議の上、研修未開始の場合は契約の解除または日程変更、研修開始後の場合は未実施部分の追加実施ができるものとします。

#### 第8条（乙による準備）

甲は研修に際して必要となる会場、文具、インターネット接続環境、通信機器、パソコンなど（以下「備品」という。）を乙に提示します。乙は自己または受講者の費用と責任において備品の準備を行うまたは行わせるものとします。

#### 第9条（免責事項）

本研修において甲が提供する一切の情報は、乙自身の判断でご利用ください。甲は研修内容の有用性、信頼性、最新性、完全性について保証するものではなく、当該情報の利用に関連して生じた損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第10条（個人情報の取り扱い）

1. 甲は、個人情報の保護に関する法律並びに関連するその法令、命令、規則および規範（以下「法令等」という。）を遵守し、乙の同意の下に得た個人情報を法令等に基づき適切に取り扱うものとします。
2. 甲は個人情報を、本研修に関する問い合わせを含む本研修の運営、甲が提供する他の本研修の案内、統計資料作成の目的以外には使用いたしません。また法令等に定める場合を除き、個人情報等を事前に乙の同意を得ることなく第三者に提供しません。
3. 甲は、個人情報等の目的外使用、漏洩、紛失、改竄等の防止、その他個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じることとします。
4. 個人情報等の取り扱いに関する相談または開示等の手続詳細については、甲のWebサイトからお問い合わせ下さい。

#### 第11条（知的財産権の帰属）

1. 本約款または個別契約に基づき甲が提供する著作物等（本研修中で用いられるテキスト、板書、演習プログラムを含みますがこれに限りません。以下「著作物」という。）の知的財産権は、甲に帰属するものとし、著作権その他一切の権利は乙に移転しません。
2. 甲の著作物を受講者以外の第三者に開示、複製、頒布することはできません。また著作物の流用、販売等はできません。

#### 第12条（乙への連絡）

甲から乙に対する本研修に関する連絡は、電子メール、甲のホームページへの掲載等、甲が適当と判断する方法により行うものとします。

#### 第13条（権利義務の譲渡禁止）

乙は、個別契約について、その契約上の地位およびこれにより生じる権利義務の全部または一部を、甲の事前の書面承諾なく第三者に譲渡等の処分をし、引き受けさせ、または担保に供することはできません。

#### 第14条（管轄裁判所）

1. 甲および乙は、本約款に関する疑義又は本約款に定めなき事項が生じた場合、誠意をもって協議し、信義誠実の原則に基づき円満にこれを解決することとします。

2. 前項の紛争について当事者間の協議では解決しない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第15条（約款の変更）

甲は、乙の事前承諾を得ることなく、本約款の全て又は一部を変更できるものとします。その場合、甲は第12条の定めにしたがい乙に連絡するものとし、甲が当該連絡を行った時点で、以後、個別契約には変更後の本約款の内容が適用されるものとします。

#### 第16条（適用期日）

本約款は2016年12月1日より適用されるものとします。

以上